

- (2)会員が前条(3)により解約されたときは、
- (イ) 積立期間満了前の場合には、すでに払い込みの積立金の額、およびその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、遅滞なく本会から受領することができます。
 - (ロ) 積立期間満了後の場合には、それまでに商品などにお引き換えされたお買物カード残高から、ボーナス相当分を除いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、遅滞なく本会から受領することができます。
 - 注 尚、(ロ)において、ボーナス相当分の額は、商品などにお引き換えされていないお買物カードの残高にボーナス付与割合を勘定して1/13を乗じた額(百円未満切捨て)として計算させていただきます。

第17条 【入会申込みの撤回(クーリング・オフ規定)】

- (1)訪問販売で申込みをされた場合、入会申込日を含む8日間は、書面(はがきまたは封書)で通知することにより無条件に前払式特定取引契約の申込みの撤回を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができます。この場合、お客様は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。また、すでにお預かりした入会金の金額を遅滞なく返還いたします。
- (2)クーリング・オフの効力は、書面を発信したとき(郵便消印日付)から生じます。
- (3)なお、前払式特定取引契約がお申込者によって商行為となるときはクーリング・オフはできません。
- (4)上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

第18条 【会員の住所等の変更】

会員が入会当初のご住所、お名前等を変更されたときは、速やかに本会事務局にご通知ください。

ご住所等が変更となり、本会にご通知がない場合には、満期通知が届かないことによる不都合が発生する恐れがありますので、ご注意ください。

第19条 【会員としての特典】

本会が定めた特典を受けられる権利は、毎月継続して積立金を払込の会員に限ります。

第20条 【営業保証金及び前受金保全措置】

- (1)本会は、割賦販売法に基づき、会員が払込まれた積立金及び商品等に引換されていないイヴ サロン カード残高金額の合計額の1/2に相当する額について、次の機関と営業保証金及び前受業務保証金の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金及び前受業務保証金
 静岡地方法務局 静岡市葵区追手町9-45
 供託委託契約の受託者

日本割賦保証株式会社 東京都港区虎の門1-13-3
 ただし、上の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会事務局まで直接お問い合わせ下さい。

- (2)会員は、既に払込まれた積立金又は商品等に引換されていない満期後のイヴ サロン カードの額について割賦販売法に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第21条 【営業地域】

本会の営業地域は次のとおりとします。 静岡県内

第22条 【個人情報の利用等】

- (1)本会は、本約款に基づき、商品等の売上の取次ぎ業務及び会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、個人情報(入会の際に届出いただいた情報(氏名、住所、電話番号、e-mailアドレス、生年月日、結婚記念日、使用予定、購入予定品)、契約番号、契約コース名、前受金残高、お買物券の利用状況等)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。
- (2)本会と個人情報の提供に関する契約を締結した安心堂(親会社)は、会員あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用致します。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。
- (3)会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するように求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。
- また、個人情報保護法上の手続違反があった場合には、使用停止を求めることができます。
- (4)各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問合せは第23条【友の会へのお問合せ】の記載先までお願いします。

第23条 【友の会へのお問合せ】

本会に関するお問合せ、または苦情については、下記の事務局または安心堂各店にご連絡ください。

安心堂友の会事務局 静岡市葵区横内町43番地 安心堂内

☎(054)245-1151(代表)

経済産業大臣許可番号 友第3050号

この契約約款は、2021年5月1日から適用します。

安 心 堂
 静 岡 本 店 静岡市葵区呉服町2-1-9 ☎(054)254-0111 静 岡 眼 鏡 店 静岡市葵区呉服町2-5-1 ☎(054)252-8222
 浜 松 店 浜松市中区中央3-15-1 ☎(053)454-7551 沼 津 店 沼津市三枚橋427-2 ☎(055)925-8100
 富 士 店 富士市青葉町79 ☎(0545)60-7000



イヴ サロン 契約約款

安心堂友の会



2021年5月1日現在

イヴ サロン にご入会の場合は、
 安心堂友の会
 この契約約款を十分お読みくださ
 ったうえで、お申し込みください。

株式会社安心堂友の会

事務局 / 静岡市葵区横内町43番地

☎(054)245-1151(代表)

イヴ サロン 契約約款

安心堂友の会

第1条 【名称】

本会の名称は『安心堂友の会 イヴ サロン』と称します。

第2条 【所在地】

本会の事務局は、静岡県葵区横内町43番地、(株)安心堂内におきます。

第3条 【目的】

本会は、(株)安心堂における会員のお買物の便宜をはかることを目的とします。

第4条 【積立コース】

(1) つぎのコースにより毎月お積立いたします。

コース名	毎月の積立額	期間・回数	積立金総額
5,000円 ボーナス コース	5,000円	1 ヵ年・12回	60,000円
10,000円 ボーナス コース	10,000円	1 ヵ年・12回	120,000円
20,000円 ボーナス コース	20,000円	1 ヵ年・12回	240,000円
30,000円 ボーナス コース	30,000円	1 ヵ年・12回	360,000円
50,000円 ボーナス コース	50,000円	1 ヵ年・12回	600,000円

(2) 当初申込まれたコースを、ご加入期間中に変更することはできません。

第5条 【ご入会】

(1) 本会へのご入会は、当会所定の入会申込書に、入会金として第1回分の積立金相当額をそえて、お申してください。入会金は会員手続きと同時に、第1回目の積立金に充当させていただきます。

(2) ご入会は、随時受付けております。

(3) 会員お一人様の毎月の積立総額は25万円までとします。

(4) 1ヵ年の積立完了後、2年目以降の継続についても、継続入会申込書に入会金として第1回分の積立金相当額を添えてお申してください。入会金は第1回目の積立金に充当させていただきます。ただし、前回の銀行口座振替を継続使用する場合、本会所定の継続入会申込書に、入会金および積立金を口座振替「承諾」する旨の押印をしてご返送いただければ、本会は入会金の自動振替を確認のち、継続ご入会の手続きをいたします。

第6条 【契約約款の交付・再交付】

(1) 本会は入会申込の際に、この契約約款を入会ご希望のお客様に交付します。書面(入会申込書)により入会申込みをされた方には書面により、この契約約款を交付します。この契約約款は契約条件等が記載されたものですので大切に保管してください。

(2) この契約約款を紛失等された場合には、申し出により所定の手続きを行い、速やかにこの契約約款を再交付いたします。

第7条 【イヴ サロン カード】

(1) ご入会の申込手続きがすみ、会員になられた方には、そのご住所あてにイヴ サロン カードを郵送いたします。

(2) イヴ サロン カードは積立中は会員証として、満期後は会員証兼お買物券としてお使いいただけますので大切に保管してください。

(3) イヴ サロン カードの有効期限は、入会以後満期積立金を使い切るまで有効です。

(4) 会員を退会した場合、イヴ サロン カードは速やかに返却していただきます。

第8条 【積立中のイヴ サロン カードの再発行】

積立中のイヴ サロン カードを紛失されたときや破損したときは、本会事務局、または安心堂各店にお申出ください。正当な理由があるもの限り、カードを再発行いたします。なお、その場合は、旧カードは無効とします。再発行については、1件につき300円(税込)の手料をいただきます。

第9条 【第2回目以降の積立金の払込み】

(1) 第2回目以降の積立金の払込みは、次のいずれかの方法をご利用ください。払込み方法は、ご入会申込の際あらかじめご指定いただくものとし、途中で変更を希望されるときは、お早めにお申出ください。

(イ) 各郵便局窓口から本会振込口座への振込。

(ロ) 本会が指定する金融機関における会員名義、または会員が指定する預金口座から、自動振替による払込み。本会が指定する金融機関とは、静岡銀行の本支店および本会の集金代行店であるジャックスの提携する金融機関をいいます。但し、自動振替による払込みの場合、毎月27日を振替日とします。

(ハ) 安心堂各店の窓口へ、ご持参による払込み。

(2) 前記の(イ)をご希望の場合には、本会から専用の振込用紙をお送りします。この場合、振込手数料は本会負担といたします。

(3) 第2回目以降の積立金は、毎月月末までに払込ください。

(4) 銀行(金融機関)等への預金と異なり、払込まれた積立金には、利息は発生いたしません。

第10条 【領収書】

(1) 払込いただいた積立金の領収書は、つぎのとおりとします。

(イ) ご持参払いのときは、その都度領収書を発行いたします。

(ロ) 自動振替の場合は、ご預金通帳への記載をもって、領収書の発行にかえさせていただきます。

(ハ) 郵便局窓口からの振込のときは、郵便局が発行する振込金額領収書をもって、本会発行の領収書にかえさせていただきます。

(2) 領収書は積立金を完納後、イヴ サロン カードにプリペイドカード機能を付加し、お買物券となるまで保管をお願いします。

第11条 【満期通知ならびにプリペイドカード機能の付加について】

(1) 最終回の積立金の完納を確認後、速やかに満期通知を郵送いたします。また、完納を確認後1ヵ月以内の一定日以降にお買物券として使用できる機能(プリペイドカード機能)を付加します。

(2) 満期後のイヴ サロン カードには下記のとおり、積立金総額およびボーナス金額の合計額を額面金額として表示してあります。

コース名	額面金額	額面金額の内訳	
		積立金総額	ボーナス金額
5,000円 ボーナス コース	65,000円	60,000円	5,000円
10,000円 ボーナス コース	130,000円	120,000円	10,000円
20,000円 ボーナス コース	260,000円	240,000円	20,000円
30,000円 ボーナス コース	390,000円	360,000円	30,000円
50,000円 ボーナス コース	650,000円	600,000円	50,000円

第12条 【商品引換え等】

商品等のお買物に際しては、安心堂各店にて、イヴ サロン カードでお買物ができます。但し、つぎの商品は、お引換商品等から除きます。

(イ) 金・プラチナ・銀・金貨など地金類。(ロ) 商品券、掛売代金のお支払い、(ハ) パテックフィリップ、ロレックス。

尚、詳細については、友の会事務局または各店にお問い合わせください。

第13条 【満期後のイヴ サロン カードの再発行】

満期後のイヴ サロン カードを紛失されたときは、直ちに使用停止の処置をいたしますので、遅滞なく本会にご連絡ください。なお、正当な理由があるもの限り、所定の手続きと期間をもって再発行を承ります。また、破損したときは、安心堂各店へお持ちください。所定の手続きと期間をもって再発行を承ります。再発行については、1件につき300円(税込)の手料をいただきます。

第14条 【質入、譲渡の禁止】

本会が認めた場合を除き、イヴ サロン カードの質入、譲渡はできません。

第15条 【解約等】

(1) この契約は、会員の申し出により、解約することができます。

(イ) 積立期間満了前の場合には、すでに払い込みの積立金に相当する金額を返還いたします。

(ロ) 積立期間満了後の場合は、それまでに商品等にお引き換えされたお買物カード残高からボーナス部分を差し引いた金額を返還いたします。(従って、ボーナス部分を享受できないこととなります。)

(2) 本会は会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。

(イ) 第2回目以降の積立金の払い込みについて、本会の定める期間(払い込み期日から1ヶ月)を超えて遅滞されたため、本会から20日以上相当の期間を定めて、その払い込みを書面にてご催告したにもかかわらず、その期間内に払い込みがなかった場合には、その期間の終了日をもってこの契約の効力は失効します。また、この場合には、会員側の事由による解約として上記(1)(イ)により取り扱わせていただきます。

(ロ) 入会申込書その他の届出に虚偽の記載があったとき

(ハ) 会則のいずれかに違反されたとき

(ニ) 暴力団、総会屋等又はこれらに準じる反社会的勢力の構成員若しくは準構成員である等の関わり合いが判明したとき

(3) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することとなったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達成することが不可能になった場合には、解約することができます。

(4) 解約手続きは、ご本人確認のため、原則として友の会事務局または安心堂各店にて行います。その際にはイヴ サロン カード、ご印鑑およびご本人であることが確認できる証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート等)が必要となります。ご本人でない場合、上記のほか委任状が必要となります。

第16条 【解約にともなう積立金の精算】

(1) 会員が前条(1)または(2)により解約されたときの精算は、(1)の解約の申し出の日または(2)の催告期間の終了の日から45日以内(この項において「解約精算期間」といいます。)に行わせていただきます。尚、すでに払い込みの積立金の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとします。